天正六年の諏方社造宮事業と造宮帳作成について

長谷川　幸一

はじめに

本稿で取り上げる信濃国一宮諏方社については、他の一宮に比して比較的研究蓄積が多い一宮である。[1] しかし、諏方社の実態についてはいまだ不明な点もあり、個々に検討を行っていく必要がある。本稿で検討する天正六年（一五七八）の諏方社造宮事業[2]については、『諏訪史』・『諏訪市史』などの自治体史でも触れられており、[3] 伊藤冨雄氏[4]・平山優氏[5]・井原今朝男氏[6]・田村正孝氏[7]による研究がある。

まず、伊藤氏の研究であるが、伊藤氏は造宮事業以外にも、諏方社についての研究成果が数多くある。[8] これらの成果は諏方社の基礎的研究として今でも色褪せないものである。しかし、本稿で検討する造宮事業について、伊藤氏は個々の事例と結び付けて検討した場合が多く、造宮事業を正面的に取り上げて検討をしていない。そこで、伊藤氏の研究成果を大系的に把握する必要がある。

続いて、平山氏は、諏方社造宮の公事賦課にあたって、武田氏が信濃一国における調査（造宮改）を実施し、武田氏は諏方社に残された諸記録に依拠し、郷村への公事賦課を試みた過程を検討した。ただ、平山氏の研究は、郷村の政治的立場を明らかにすることに主眼が置かれたため、造宮事業における諏方社の位置付けについては検討がされていない。そこで、改めて諏方社にとって武田氏による造宮改がどのように影響したのかを考察する必要がある。

そして、井原氏は、諏方社の造宮銭徴収システムについて検討した。具体的には、天正六年二月吉日付「上諏方造宮帳」[9]を検討し、この造宮帳が収納帳と下行帳を併せ持った帳簿であると新たな評価をした。また、造宮事業は、室町幕府における寺社造営棟別銭徴収システムと同様に、諏方社が当事者主義にもとづいて徴収を行い、戦国大名武田氏はあくまで諏方社の造宮銭徴収活動を保障した存在であったとしている。ただ、井原氏のこの造宮帳に対しての理解は、先行研究における理解とかなり隔たりがあるため再検討の必要性を感じる。

一方、田村正孝氏は、諏方社は武田氏の保護下に入ったことにより、諏方社が造宮銭を徴収できた郷村は武田領国に限られ、武田氏と敵対していた上杉領国と接する高井・水内郡の郷村からの造宮銭徴収は困難をきたした点を指摘した。そして、このような状況で、武田氏は諏方社への保護・統制を強め、神事祭礼の復活を試みるが、神事祭礼役の退転は一層加速されてしまったと評価する。この田村氏の評価は、造宮帳から造宮役が退転した郷村を抽出した作業に拠っている。しかしながら、造宮事業の成否について評価をするためには、造宮銭徴収の実態を把握しなければならないであろう。

以上のように、天正六年の諏方社造宮事業については、武田氏と郷村との関係や、造宮銭徴収体系、諏方社の造宮役の退転が一層に進行していたことなどが指摘されている。しかし、この天正六年の造宮事業がどのように行われ、造宮事業の成否はどうであったのかについては本格的に検討が行われてきていない。

そこで本稿では如上の課題に迫るため、まずは天正六年の諏方社造宮にあたって造宮帳が作成された背景を考察していく。

一、造宮帳について

天正六年の造宮にあたって造宮帳が作成される。造宮帳は、天正六年に作成されたものが五冊[10]、天正七年に作成された

ものが四冊現存する。[11] この他、長享二年の下社春宮・秋宮の造宮次第について、天正五年に書写したものがある。[12]

宮地氏・伊藤氏を始めとした先学の研究では、天正六年に作成された造宮帳は、天正六年の造宮事業を行うにあたって先例を調査した台帳であるとし、天正六年の造宮銭の徴収状況を記した取帳として作成されたものが、天正七年の造宮帳であるとしている。[13] しかし、井原氏は清書帳Aを造宮銭の収支を算出した結解・算用の納下帳であると評価した。このように、造宮帳の評価については二分された状況である。造宮帳については先学での検討があり、重複する部分があるかもしれないが、改めて造宮帳の性格を整理するため、以下検討をしていきたい。

清書帳Aの形式

まず、清書帳Aの形式をみる。

【史料1】上諏方造宮帳（抜粋）[14]

（表紙略）

大宮之一御柱　佐久郡大井庄

鳴沢郷	八貫文	代官	上原与三兵衛
長土呂郷	四貫八百文	代官	禰宜小四郎
平尾郷	三貫百文	代官	庄左衛門尉
根々井郷	拾貫文	代官	九山源助
塚原之郷	参貫文	代官	右京助
曾禰上下	三貫九百文	代官	不知

湯原之郷　弐貫五百文　代官　上野
小田切上中下九貫五百文　代官　草間右近
矢島之郷　五貫五百文　代官　諸沢常陸守
比田井之郷　四貫五百文　代官　外記助

右之郷村より四貫六百文　為小祝分出ル、
代官右之衆

都合五拾九貫四百文

右之仕所

拾貫文　御酒御穀　矢嶋讃岐守
小井弓半兵衛
五百文　祝之代物　同人渡
一貫文　縄之代　大政所へ渡
壱貫文　山作　原衆
五百文　山刀　原之山作渡
百文　藤縄　同人渡
三百文　鍬之代　大政所渡
参百文　立木之代　宮大工へ渡
三百文　冠之代　同人渡

弐百文　木登
五百文　薙鎌之代　祢宜大夫渡
三百文　御鉾之代　小祝取 栗林北方大夫渡
三百文　御祓之代　小祝取 同　北方大夫渡
四貫六百文　小祝分　牛山管右衛門取
合拾九貫九百文
余銭三十九貫五百文

矢崎四郎兵衛
矢崎〔島カ〕　讃岐守
小井豆半兵衛
同名三丞
小池小右衛門尉
鵜飼助三郎
牛山管右衛門
筆取 安楽坊

此使衆　二分
山出之人足
蔦木・原両郷
正日之人足栗林北・南郷

（中略）
前宮四之御柱　水内郡
北高田郷　八貫文　代官関内蔵助
（中略）

南高田郷　八貫文　代官渡辺新左衛門尉
彦衛門尉
合五拾四貫五百文
是八天文五年丙申之取日記如此、　諏方伊豆守
去壬申二八拾貫文罷出候、　取手千野兵衛尉
「甘利」（異筆）
御柱之入目八右同前二候、
以上御柱八本
天正五年丁丑十二月廿四日
上諏方北方大鳥居　佐久郡之内拾二郷
平井之郷　壱貫五百文
（中略）
阿江木両郷　弐貫文　此外二一郷申所あり、
右去丙寅（永禄九年）之御改二拾七貫九百文請取、
（中略）
上諏方西方大鳥居　更科郡桑原
前々者廿九貫三百文請取日記有之、
然処二壬甲（申）二八拾二貫文青沼助兵衛方相渡候、

代官衆

入目之事八、

右之〇如御鳥居、合拾三貫九百文

壱貫九百文不足

取持副祝

（中略）

一、古田十五所之宮大鳥居、同御宝殿造立次第

柱一本南大塩、柱一本古田之郷、かさ木北大塩・湯川・鰍原、ひぬき・芹沢・中村、

是八何時も破損次第造立也、

御宝殿者右之自郷村、是も破損次第造立仕也、

天正六年二月廿一日

清書帳Aは「大宮之一御柱」部分から記載されている。大宮とは現在の上社本宮であり、一御柱は大宮の四隅に立てる四本の御柱の内のひとつである。この造宮箇所を担当する地域は、「佐久郡大井庄」の郷村があたり、「鳴沢郷」以下の郷村が記されている。郷村名の下には、各郷村が負担する造宮費が記され、各郷村の代官名が記される。「鳴沢郷」の場合、造宮費は「八貫文」を負担し、鳴沢郷の代官は「上原与三兵衛」であったことが分かる。また、造宮費とは別に「小祝分」として、計四貫六〇〇文が各郷村から取り集められている。これらを合わせた五九貫四〇〇文が収入となる。

続いて「右之仕所」以降には、「大宮之一御柱」造宮にあたっての支出要目が記される。[15] 例えば、「御酒御穀」の費用は一〇貫文かかり、矢島讃岐守と小井弓半兵衛が担当したことが記されている。このように計算すると、「大宮之一御柱」の支出額（入目）の合計は一九貫九〇〇文となり、収入から支出を引いた「余銭」が三九貫五〇〇文となる。また、御柱

を引き出す人足は蔦木・原郷から、当日御柱を立てる人足は栗林北・南郷から出されていたことが分かる。

そして、郷村に造宮費を徴収するのが、「此使衆」としてみえる「矢崎四郎兵衛」以下のものたちとなる。諏方社の場合、造宮は神官などが造宮箇所を分担して造宮にあたった。この造宮担当者は「取手」（執手）と呼ばれた。取手は造宮箇所毎に決められていた。そして、取手は造宮箇所によっては数人が勤める場合があった。伊藤氏・井原氏・田村氏が指摘するように、取手は造宮銭を徴収するとともに、造宮箇所の修造事業の請負人であった。[16] つまり、「大宮之一御柱」の造宮担当者は矢崎四郎兵衛らであった。取手は徴収した造宮銭の「余銭」を自分の得分とすることができた。「大宮之一御柱」の余銭（得分）は三九貫五〇〇文であり、この余銭の配分については「此使衆　二分　小井弓半兵衛」とあるので、二分は小井弓半兵衛分であったと推測がつくが、他の割合がどうであったのか不明である。ただ、清書帳Ａの「大宮四之御柱」では、諏方越中守が二分、篠原藤七郎が一分、同じく「前宮一之御柱」では三ヶ一が権祝、三ヶ二が小井弓越前とあるように、余銭の配分割合が決められていたことが確認できる。また、この取手以外に、「大宮之一御柱」でみられるように、「小祝」や「筆取」といった役職もあったことがわかる。

「使衆」と「取手」について

次に、「使衆」と「取手」の性格について明らかにしておきたい。伊藤氏によれば、大宮之一御柱の取手は大祝が担当であったという。[17] 伊藤氏は、大祝が取手の場合、大祝自身が郷村に赴いて、神役を徴収するということはなく、大祝の代わりに取手の実務を行なった使衆が編成されたとする。[18] しかし、大祝が大宮之一御柱の取手であったとする明確な史料はない。また、伊藤氏は前宮一御柱の取手は大祝とするものの、[19] 別の論考では取手を務めたのは小井弓氏であるとしている。[20] このように伊藤氏の「使衆」と「取手」の理解については矛盾する点がある。では、上社が造宮帳を作成する上で、

この「使衆」・「取手」は区別されて記載されていたのであろうか。清書帳の性格を検討する前に、この点を明らかにしておきたい。御柱以外の造宮箇所については、清書帳Ａの「上諏方（大宮）西方大鳥居」を除いて、みな「取手〇〇」として記載されている。清書帳Ａ・取帳Ａでの御柱の記載は表１のようになっている。

【表１】

造宮箇所	清書帳Ａの記載	取帳Ａの記載	余銭の配分記載
大宮一御柱	使衆	使衆	〇
大宮二御柱	使衆	使衆	
大宮三御柱	取手	使衆	
大宮四御柱	取手	取手	〇
前宮一御柱	記載なし	使衆	〇
前宮二御柱	取持	使衆	
前宮三御柱	取手	使衆	
前宮四御柱	取手	使衆	

以上のように、清書帳Ａ・取帳Ａと比較して、記載が同一であるのは大宮一・二御柱の「使衆」と、大宮四御柱の「取手」の三箇所である。大宮三御柱、前宮三・四御柱は「取手」→「使衆」と、前宮二御柱は「取持」→「使衆」と記載が変わっているように統一性がない。つまり、「使衆」＝「取手」と考えてよいのではないだろうか。伊藤氏が指摘するよ

うに、「使衆」＝大祝の代理であるとすれば、造宮帳において「使衆」・「取手」は区別され記載されるはずである。また、大宮一御柱・前宮一御柱については、次に示す史料に大祝へ納めるべき得分についての記載があるので確認したい。

【史料2】上諏方造宮帳（抜粋）[21]

「（付箋）一、前宮一之御柱造宮銭之内、拾貫文大祝殿へ可被納候由候、意趣者従先規如此之由候、是ハ御代官衆可納申由合点候、但近年者不納候」

【史料3】上諏方大宮同前宮造宮帳（抜粋）[22]

「（付箋）此余銭之内拾貫文、従前々大祝致所務候処、近年不指上候、此趣使衆へ申理候処、可納由被申候、此段去春茂令言上候キ、御下知奉仰候、以上、

大祝」

【史料4】上諏方造宮帳（抜粋）[23]

「（付箋）一、当社諸造宮御改御神慮目出度奉存候、至于万々世々当社可為御建立之御仕置候之間、一々被加御下知、以御証判御帳被成御仕立候ハハ、末代当社可為文書之事、

一、機山（武田信玄）様宮本御改之御帳九巻、為御披見進上申候事、

一、大宮一之御柱并前宮一之御柱造宮銭付而申事、可預御披露事、

二月廿日　　大祝頼忠

御奉行衆」

史料2では、前宮一御柱の造宮銭の内、一〇貫文を大祝へ納めることが記載されている。史料3では、余銭の内の一〇貫文は大祝が前々から所務していたことについて触れている。山6ではこの史料の付箋の原位置を不明とするが、史料2を踏まえると、この付箋は取帳Bの前宮一之御柱の部分に添付されていたものであるといえよう。よって、この余銭と

は前宮一御柱の造宮銭のものであることが推測できる。そして、史料3で「大宮一之御柱并前宮一之御柱造宮銭」について、「此段去春茂令言上候キ」とあるように、この「令言上」めたことが、史料2にあたる。史料2の「御代官」は、史料3の「使衆」であると思われ、使衆は大祝へ徴収した造宮銭の内、余銭の得分納入を認めていたのである。史料4は取帳Aに添付されていた付箋であったそうだが、上社大祝職は天正六年三月五日に頼忠から頼満に替わるので、この史料は内容から判断して天正六年のものであろう。[24] つまり、史料4にある「大宮一之御柱并前宮一之御柱造宮銭」について披露をすべき事柄は、大祝が本来は所務していた余銭の得分納入についてであったと思われる。このことから、当時大宮・前宮の一之御柱の造宮銭の内、大祝へ納入するべき得分があったものと考えられる。なお、同様に他の御柱から大祝へ得分が納められたかどうかについては不明である。では、なぜこのように使衆が大祝へ造宮銭の得分を納入したのであろうか。伊藤氏が指摘するように、本来は大祝が大宮・前宮一之御柱の取手であったため、使衆が得分の上納をしたのであろうか。

そこで、次に、大祝が「取手」を務めていた事例をみたい。造宮帳には「取手　大祝」とのみ見える場合と、「取手大祝　使〇〇」と、大祝の使が記載されている場合がある。まず、前者であるが、清書帳A・取帳Aともに、「大宮御門屋」の「取手」には大祝と見える。[25] ただ、「使衆」の記載などはない。次に後者であるが、清書帳Bをみると、「取手大祝、使志賀七衛門尉」[26]、取帳Bにも「取手大祝、使志賀七右衛門尉」と記載されており、[27] 志賀七右衛門尉が大祝の使として造宮帳徴収を担当していたことが分かる。この志賀七右衛門尉は、清書帳Bに「大祝被官志賀」[28]とあるように、大祝の被官であった。[29] なお、大祝の使としてみえるのはこの志賀のみである。以上のように、造宮帳には大祝が取手である場合、使が記載されている場合と、記載されていない場合があった。当然、「取手　大祝」のみと記載されている場合でも、実際に実務を担当したのは大祝の被官であったものと考えられる。

以上の点を踏まえれば、「取手」が大祝であれば、造宮帳には「取手　大祝」・「取手大祝　使〇〇」と記載されるので

あり、「使衆」と表記されることはなかったものと考えられる。よって、御柱にみえる「使衆」とみえるものたちは「取手」とみて差し支えないだろう。また、大祝は大宮・前宮一之御柱の取手ではなかったことも指摘できる。

清書帳の性格

清書帳Aは、まず造宮箇所を挙げ、造宮役を負担する郷村、各郷村が負担する造宮費、郷村の代官が記され、造宮費の収納額が記される。続いて、「仕所」や「入目」には造宮にあたっての支出の要目が記される。最後に収入と支出の差によって「引残」・「余銭」・「不足」の額が入れられ、造宮費を徴収する「取手」の名前が記載される。このような形式は「御柱」・「御鳥居」の造宮箇所まで同じように続く。

そして、「御柱」部分の最後には「以上、御柱八本」「天正五年丑十二月廿四日」と、「御鳥居」の部分の最後には「以上、御鳥居六組」「天正五年丑十二月廿四日」と記載されており、「御柱」・「御鳥居」の造宮帳の記載は天正五年十二月二四日までに作成されたことが確認できる。井原氏が述べるように、この「御鳥居」までの記載分までが前半部分といえよう。後半部分は、大宮御宝殿・御門屋など造宮箇所ごとの「造営銭之次第」を記載し、「入目」「余銭」と「取手」を記すのみで、支出内容がきわめて簡略となっている。後半部分の最後は、「天正六年二月廿一日」の記載で締められている。なお、清書帳Aの表紙には、天正六年二月吉日の年月日が記されており、清書帳Aが前半部分と後半部分が合わされて、最終的にまとめて作成された年月日は天正六年二月二十一日であったことが推測できる。

井原氏は清書帳Aの形式は、収納額や支出額が記載されていることから、清書帳Aを「収納帳と下行帳の両者を集めた帳簿であり、中世文書で通常「納下帳」「結解状」「算用状」と呼ばれるものといわなければならない」とした。そして、清書帳Aは「これまでいわれるような造営の所役を記録した帳簿ではなく、天正五年十二月二十四日の時点での決算帳簿

を中心にして天正六年二月に整理したものであり、造営箇所ごとに諏訪造営役銭の収支を算用した結解状＝納下帳＝算用状の集成と理解しなければならない」とする。

この井原氏の清書帳Ａに対しての理解は、これまでの先行研究での理解とは違ったものである。伊藤氏が清書帳Ａについて適切な説明をされているので引用したい。すなわち、清書帳Ａは「天正六年の御造営式年に当り、武田勝頼の造営復興の意を承けた社家が、古例及び永禄・元亀両度の御造営勤仕の状態を検討して、各郷村の勤仕方法を定め、これを新帳に仕立てて神前帳としたもの」としている。(30)

清書帳Ａが諏方社に保管されていた記録によって作成されたことについては、次のように記載がある。史料１の「前宮四之御柱」部分には「是ハ天文五年丙申之取日記如此、去壬申ニハ拾貫文罷出候」とあり、造宮銭五四貫五〇〇文を徴収したという記述は、天文五年（一五三六・丙申）に造宮銭を徴収した際の取日記によったことが分かる。また、元亀三年（一五七二・壬申）には一〇貫文の造宮銭を徴収したことも記されている。同様に、「北方大鳥居」の記述は「右去丙寅之御改ニ拾七貫九百文請取」とあり、永禄九年（一五六六・丙寅）の造宮の記録を元になされている。また、「西方大鳥居」の記述では、「前々者廿九貫三百文請取日記有之、然処ニ壬甲ニハ拾二貫文青沼助兵衛方相渡候」とあり、以前に二九貫三〇〇文を徴収した請取日記の存在を示し、元亀三年には一二貫文の造宮銭を受け取ったことを記している。以上のように、清書帳Ａは過去の先例状況を記録したものにより作成されたことが明らかである。

しかし、井原氏は清書帳Ａを「天正五年十二月二十四日の時点での決算帳簿を中心にして天正六年二月に整理したもの」とし、「御柱」・「御鳥居」部分に記載された年月日（天正五年十二月二四日）までには造宮銭徴収がなされ、決算が行なわれていたものとした。そして、井原氏はこの造宮銭納入は「取手」の前払いによって支払われたものとしたが、これまでの考察から、清書帳Ａの記載は、過去の造宮銭徴収の実績であって、天正六年の造宮銭徴収納入状況ではないことを指摘できよう。

まとめるならば、清書帳Ａは、天正六年の造宮を行うにあたって、天正六年以前に行われた造宮の際の記録（天文二三年・永禄三年・永禄九年・元亀三年といった寅・申年に行われた過去の造宮）を元に作成され、これまでの造宮諸役を調査した台帳とみなすべきであろう。つまり、これまでの研究で言われてきたように、天正六年に作成された造宮帳（清書帳）は、天正六年の造宮事業を行うにあたって先例を調査した台帳と評価できよう。天正七年に作成された造宮帳についての理解についても、これまでの研究でいわれているように、天正六年の造宮銭の徴収状況を記した取帳であると考えられる。

二、造宮改の実施

本節では武田氏によって行われた造宮改についてみていく。造宮改については、平山氏が主に造宮役賦課過程の検討を行なっており、武田氏が「信濃一国調査」を永禄・天正期に二度行っていたことが明らかになった。この「信濃一国調査」とは、諏方社の造宮事業を行うにあたってなされたものであり、史料上にも確認できるように「造宮改」と表現するのが妥当であろう。まず、永禄期の造宮改についてみていきたい。

諏方社は、天文十一年（一五四二）に武田氏が諏方に侵攻以後、武田領国下において存立していくことになる。この頃の諏方社の神事祭礼は戦乱などの影響により衰微していた。諏方社からの要望もあり、武田氏は永禄年間初期から諏方社の神事執行対策に乗り出す。[31] そして、武田氏は永禄八年（一五六五）から翌年にわたって諏方社に「諏方上下社祭祀再興次第」[32] を与え、諏方社の神事祭礼再興を実施する。

清書帳Ａには「去丙寅於于岡村　御下知」・「去丙寅年於于岡村御改之時」といった記述が確認することができる。この丙寅は永禄九年を指し、諏方社造宮の年にあたっている。そして、岡村は諏方郡の支配拠点である高島城の麓に位置して

いる。[33] 信玄はこの年の七月二五日に上社へ参拝をしており、[34] この頃に岡村において武田氏は造宮改を実施したものと思われる。その後、諏方社の造宮は元亀三年（一五七二）にも実施され、天正六年の造宮を迎えることとなる。

この天正六年の造宮は、武田勝頼にとって武田家当主となり初めての造宮であった。天正の造宮改は、信玄期に行なわれた永禄の造宮改より詳細に行なわれ、造宮帳の作成が行なわれている。天正の造宮改については、いつどのように企図され、実施されたのか、その全貌を明らかにできる史料はない。ただ、天正の造宮改によって作成された造宮帳が残されており、それには造宮改に関する記述もある。以下、この造宮帳を手がかりに造宮改について検討していきたい。

【史料5】下諏方春秋両宮御造宮帳（抜粋）[35]

一、秋宮らんかん五十間　古来者　とんへ・岡野谷二而宮関執候て立申候、近年者致退転申候へ共、今度御改砌御座候間、任先規申上候、関銭定之儀者壱駄十銭宛、かち荷五銭、駒（こま）之口百廿文、右如此前々相定申候、

取手　竹居祝

【史料6】下諏方秋宮造宮帳（抜粋）[36]

「秋宮四之御柱造宮之事、去天文拾壱年壬寅之年迄者、木嶋上下・野坂田・底和田・安田、右郷中より取沙汰仕、御柱立申候、其以来者、彼地境目故一銭成共取不申候、雖然、一者御神慮、一者　御屋形様為御祈祷、四宮まて拙者御取越仕候而、造宮執被申仁同意二御柱立申候、同宮役厳重二相勤申候、内々当宮之儀者如何共不罷成候条、右御柱役無足之処、言上申度候処、幸御改候間、宜御披露奉憑候、以上、

二月［　　］日　　諏方伊賀守（頼逵）」

御奉行□（衆カ）

【史料7】下諏方秋宮造宮帳（抜粋）[37]

一、秋宮外之籬拾壱間造宮（中略）右、拾壱間之役所相勤由に候而、余銭之分にて者神楽衆拾五人之鈴・千早・烏帽

子・水干・袴・同拍子之道具等を仕立申之処二、近年者越国境と申荒所故二、遙々不致取沙汰候之間、鈴・千早・烏帽子・水干其外之道具等不得仕候間、末代之御興隆仁此時少地之御擬をも被下行候様二、御披露奉頼候、下宮之神子屋衆謹而言上之

【史料8】上諏方造宮帳（抜粋[38]）

一、大宮之七間廊　藤沢七郷之役二而立申候間、此以前度々致催促候得共、造宮銭不被出候間、立不申候、幸今度御改可為御尤候、取手大政所

【史料9】上諏方造宮帳（抜粋[39]）

一、大宮之舞台　伊那之御薗之役、御本張〔帳〕雖如此候、近年無其沙汰御座候、是も　御下知御尤候

【史料10】上諏方大宮同前宮造宮帳（抜粋[40]）

「小諸西東手白塚江当年御造宮〔付箋〕〔銭脱カ〕罷候処二、小諸方地〔知〕行上表故、代官其外も不据候而、うけおゐ申者無之候、前々者惣都合拾五貫余取申所を、先年小諸方非分押、御神慮窺　御上意、少被出之被申掠候、其御神罰故歟、代官等至迄、無幾程悉跡絶申候、幸今度諸造宮御改候之間、如旧規被　仰付候者、御神慮難有可奉存候、十六善神之役所相勤、其上、某御柱出仕、非平人出仕御神剣持、大祝殿御供御先様出仕申候間、上下小袖・刀等迄悉新調、御神慮之御奉公申上候、同者如前々御造宮銭取申候様御下知奉仰候、仍以中村七左衛門尉方小諸御改被申由申、彼御方手形参候者、造宮銭可済申候間、急度被仰付候而可被下候」

まず、史料5によれば、下社秋宮の欄干五十間は、竹居祝が取手として富部・岡谷両郷で関銭をとって造立をしていたことが確認できる。そして、この宮関は近年退転してしまったが、今回「御改」があるので、竹井祝は以前の関銭定について申上したという。史料6では、下社秋宮四之御柱造立の、これまでの造宮銭徴収について詳しい記述をみることができる。それによれば、取手であった諏方頼途は、天文十一年（一五四二・壬寅）までは郷村から造宮銭を集め、柱立てを

行っていたが、その後は郷村が境目となってしまったので、造宮銭を一銭も集めることができなかったという。そうした状況の中でも、諏方頼途は神慮のため、武田氏の祈祷のため、造宮に協力してくれるものと共に柱立てならびに宮役を勤めてきたが、これ以上は「如何共不罷成候」という状況になってしまった。そこで四之御柱の造宮銭が無足であると、言上したかった所、幸い御改があるので、宜しくこの事を奉行衆から武田氏に披露いただきたいとある。この事例では、取手が造宮銭を徴収できなかった際、自弁をもって造宮役を務めていたことを確認できる。

史料7では、下社秋宮外籬十一間の造宮について述べられている。これまで下社の神子屋衆が外籬十一間の造宮銭の余銭で、神楽衆の衣装を仕立てていたが、近年は造宮銭を集めることができず、道具を仕立てることができないので、末代までの興隆のために、この造宮改の際に少地を下行してくれるよう武田氏への披露を頼んでいる。史料8では、上社大宮の七間廊は藤沢七郷の役で、上社の大政所（守屋幸実カ）が度々催促しても、造宮銭を納めてこないので、七間廊下を造立できなかった。しかし、幸い今度御改があるので、造宮改が行われるのは尤だとしている。

史料9では、上社大宮之舞台は、御薗郷の役であると本帳にあったが、近年は無沙汰であったので、下知が行われることは尤だと述べている。史料10では、「小諸・手白塚両郷」の取手である宮嶋氏が上申している。[41] この「小諸西東手白塚」へ、宮嶋氏が天正六年の造宮銭を徴収しようとした所、小諸方は知行上表のために、造宮銭徴収を請け負う郷村側の代官がいない状況が述べられている。そして、今回造宮改があるので、旧規の如く、代官を仰せ付けられれば、神慮に叶うとある。また、宮嶋氏は十六善神の役所・御柱神事・神剣持の諸役を務め、上社大祝の元にも出仕するため、上下小袖・刀等といった装束類を新調し、「御神慮之御奉公」を務めているので、以前のように、造宮銭徴収をできるように武田氏からの「御下知奉仰候」と述べている。

以上みてきたように、天正六年の造宮にあたって、取手は奉行衆を通して武田氏へ陳情を行っていた。この陳情は、武田氏が「今度諸造宮御改」を行なうということで、受け付けられたものであった。そして、諏方社は、この造宮改を契機

に、これまでの造宮の先例を整理した台帳を作成したのである。

三、奉行の設置

では、この奉行衆は誰によって務められたのであろうか。伊藤氏は次に掲げる史料11から諏方頼豊を「式年造営の奉行」であったことを指摘している。[42] しかし、伊藤氏は論拠を示していないので以下確認していきたい。

【史料11】 諏方上社禰宜大夫証文写[43]

覚

前宮御宝殿宮所千貫郷、以役銭相勤之段、本帳無紛ニ付而、御印判・御検地帳被下候、雖然各々難渋之間、御宝殿罷成間敷之事、

一、宮木之御柱之由申、拾俵相押候、去壬申年御下知之所、重而三左衛門尉私曲候之事、

一、横川之長老、是も成間敷由被申候事、

一、篠原方去寅・申両年ニ者、仁俵取納仕、只今各々扱候と而、過分之由申候、弥私之至之事、

以上、

（天正六年）一一月廿日　　禰宜太夫（大）（花押を欠く）

諏方越中守（頼豊）殿

【史料12】 上諏方造宮帳（部分）[44]

一、前宮御宝殿造宮　上伊奈之内宮処・平井弓両郷

取手　禰宜大夫

本帳ニ者過分御座候得共、有御検地、六盃入壱斗五舛俵ニ積而五拾俵ニ候得共、卅四俵請取申候、同

宮処郷　五貫百文　代官　春日河内守

平井弓郷　壱貫三百五十文　代官　平井弓左馬允

合六貫四百五拾文　禰宜大夫

右御宝殿之入目拾貫文　三貫五百五拾文不足、

史料11では、上社の禰宜大夫が諏方頼豊に、宮所千貫郷が造宮銭を難渋しているので、上社前宮御宝殿の造立が成り立たないと述べている。以上から造宮銭難渋という問題を陳情した史料１１が取手の禰宜大夫から諏方頼豊に出されていることは、諏方頼豊が諏方社造宮にあたって枢要な立場にあったことを推察できる。

そして、史料12では禰宜大夫が上社前宮御宝殿の取手で、宮処郷と平井弓郷が造宮役を負担する郷であったことを確認することができる。史料12の「本帳ニ者過分御座候得共、有御検地、六盃入壱斗五舛俵ニ積而五拾俵ニ候得共、卅四俵請取申候」から、武田氏が両郷で検地を実施したことで、禰宜大夫は造宮役として六盃入一斗五升の枡で、五十俵を徴収する予定であったが、結果的に三四俵を徴収したことが確認できる。

史料４では、上社大祝諏方頼忠も禰宜大夫と同じように、宛先は奉行衆ではあるが陳情を行っている。史料５～10でも、取手が奉行衆に武田氏への陳情を依頼しているように、武田氏への披露を行う担当として奉行が設置されていたことが確認できる。史料４と史料11の宛先はそれぞれ違うものの、内容は諏方社の造宮状況に対する陳情を行っている点では変わりはないことから、諏方頼豊が奉行衆の一員であったことは指摘できる。では、諏方頼豊以外に奉行はいたのであろうか。史料13をみたい。

【史料13】諏方頼豊等連署証文[45]

造宮手形之事

諏方上宮七年一度之御修理、年来就于退転、露旧規被　仰付候、然則信国中之諸造宮如先例厳重可被相勤之由、任御下知如此手形遣之候、若於有難渋之仁者、神人有同心参府被申可被達　上聞候、然而厨等之儀役銭相調之間、可被償厨候、縦古例雖為相定厨、右役銭皆納之上者、可被停者也、仍如件、

追而、皆納上、互手形可執替候、以上、

天正六年寅戊

二月十二日

諏方越中守（頼豊）（朱印）
窪島石見守（朱印）
河西但馬（虎満）（朱印）
諏方伊豆守（朱印）

山田之郷　藤口之分
新山之分　北和田之分
山田新山之分　長松分
甲斐沼之分　殿島分　代官衆　取手　保科

権祝
一瀬善九郎
牛山弥左衛門尉

これは諏方頼豊・窪島石見守・河西虎満・諏方伊豆守が、武田勝頼の意を受けて、取手に造宮役勤仕を命じたものである。井原氏はこの諏方頼豊ら四人について「諏訪造営銭奉行ともいうべき担当者」であったとした。造宮改の奉行であった諏方頼豊と共に、これら三人も連署していることから、諏方頼豊と同様に彼らも造宮改の奉行を務めていた可能性はあると思われる。また、諏方頼豊が造宮銭の担当のみならず、造宮改の奉行としてもみえることから、奉行の役割はそれぞ

れ別個に設定されたのではなく、造宮事業全体を統轄する「造宮奉行」が設けられ、諏方頼豊らがその任にあたったものと推測できる。

以上、「造宮奉行」が、諏方頼豊らによって担われていた可能性を考察した。武田氏の造宮改の実施に伴い、諏方社はこれまでの造宮に関する調査を行い、造宮役を担当する取手は、造宮奉行へ陳情を行なっていた。こうした調査を経て清書帳は作成されていった。

清書帳Aには史料4傍線部の記述や、春秋清書帳にも「如此古帳之写進上申候間、被遊立被突　御印判候而可被下候、末代之御神前帳ニ仕度候条、乍恐如此奉言上候」[46]と記述がある。これらによれば、諏方社は武田氏から下知をもらい、証判をもって造宮帳が作成されるのであれば、「末代当社可為文書」・「末代之御神前帳」とするとしている。現に清書帳には武田氏奉行人の朱印が捺されている[47]。

井原氏は武田氏奉行人によって造宮帳に朱印が捺印されていることから、造宮事業の監査システムの存在があったことを指摘する。この指摘は重要であるが、ここで注意したいのは、朱印が捺印されているものは清書帳に限られ、取帳には朱印が捺印されるなどといった武田氏の関与がみられないことである。井原氏が指摘するように「収支決算帳簿についての監査システムの存在」があったとすれば、なぜ取帳に武田氏の関与がみられないのか。

先述したように、清書帳は天正六年の造宮の決算帳簿ではない。諏方社が武田氏に会計監査を望むのであれば、あるいは武田氏が諏方社に会計監査の要求をするのであれば、取帳に朱印が捺印されなければならないであろう。そのため、この事例から武田氏が諏方社造宮事業の会計監査を行っていたものとすることについては、慎重に判断しなければならない問題であると考える。

では、諏方社にとって武田氏から証判をもらうことは、諏方社が「神前帳」とすることを望んでいたこと以外にどのような意味をもったのであろうか。結果的に言えば、諏方社は武田氏に清書帳の記載の保障を求めたといえるのではない

か。史料5～10には「任先規申上候」、「宜御披露奉憑候」、「御下知御尤候」、「如旧規被　仰付候者」という文言があるが、これは武田氏からの下知を仰ぐものであり、清書帳にこれの記載を多く確認できる。この記載は清書帳の特徴で、取帳にはあまりみられない。これらの記載にある陳情こそ、諏方社はまず武田氏に精査して欲しい事項であったものと思われる。当然、先例状況の精査も望んでいたことはいうまでもない。これら造宮状況の実情については、造宮奉行で処理できる案件については処理していたであろうが、処理できない案件については、武田氏による最終的な決裁が求められたものと思われる。

むすびにかえて

最後に本稿で述べたことをまとめておきたい。まず、天正六年の造宮にあたって作成された造宮帳の性格について、先学でその評価が分かれていたため、この検討を行った。その結果、天正六年に作成された造宮帳を清書帳[48]であることを論証した。そして、この清書帳が作成された背景について検討した。武田氏は天正六年の造宮にあたって造宮改を実施しており、この造宮改は武田氏が諏方社造宮の退転状況を憂慮し、造宮改を行なうことで、「信国中之諸造宮如先例厳重可被相勤」とすることを望んでいたために行ったものであった。造宮改に際し、武田氏は造宮奉行を設け、諏方社からの陳情などを受け付けていた。諏方社では、これまでの造宮の先例を調査した台帳（清書帳）を作成し、諏方社は清書帳を「末代之御神前帳」とするために、武田氏からの証判をもらっていた。諏方社にとって、武田氏から証判をもらうことは、造宮に対しての武田氏からの保障を求めたものであったといえよう。

本稿では、造宮帳が作成された背景の考察で終わってしまった。今後は、造宮帳の内容を分析し、天正六年の造宮事業がどのように行われえたのか考察していきたい。

註

（1）諏方社の研究については、井原今朝男「信濃国」（中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』、岩田書院、二〇〇〇）にまとめられている。なお、一宮をめぐる研究については、井上寛司『日本中世国家と諸国一宮制』（岩田書院、二〇〇九）、『国史学』一八二号（二〇〇四）の特集「諸国一宮と神社史研究」などを参照。また、諏方社の呼称について、本稿が考察対象とする中世において一般に言われている「諏訪大社」は「諏方社」、諏訪は「諏方」と表記される事が通例であり、本稿でも「諏方社」・「諏方」の表記に統一した。また、諏方社は上社の前宮・本宮、下社の春宮・秋宮の二社四宮から成り立っており、諏方上下社を指す場合は、「諏方社」、諏方上社を指す場合は「上社」、諏方下社を指す場合は「下社」とした。

（2）諏方社の造宮事業は、干支の寅・申の七年毎に行われる式年造営事業であり、現在は御柱祭として行われている。

（3）宮地直一『諏訪史』二巻前編・後編（信濃教育会諏訪部会、一九三一・一九三七）、渡辺世祐執筆分『諏訪史』三巻（諏訪教育会、一九五四）、笹本正治「戦国時代の諏訪」（『諏訪市史』上巻、諏訪市、一九九五）、池上裕子「北信濃の戦国時代」（『長野市誌』歴史編古代・中世、長野市、二〇〇〇）など。

（4）伊藤冨雄①「庄園辰野・平出・宮所の研究」（同著『信濃中世土地制度研究』〈伊藤冨雄著作集三巻〉、永井出版企画、一九八一、初出一九六〇）、②「工藤文書の研究」（『信濃中世土地制度研究』、初出一九六〇～一九六一）③「武田氏の土地制度と下伊那の本帳」（『信濃中世土地制度研究』、初出一九六一～一九六二）。

（5）平山優「大名領国の支配の論理と郷村社会の論理 - 「召文」と「請文」 - 」（同著『戦国大名領国の基礎構造』、校倉書房、一九九九、初出一九九四）。以下、平山氏の見解は本論文による。

（6）井原今朝男「中世の印章と出納文書」（有光友学編『戦国期印章・印判状の研究』、岩田書院、二〇〇六）。以下、井原氏の見解は本論文による。

（7）田村正孝「中世後期における信濃国一宮諏訪社と地域」（『ヒストリア』一九九号、二〇〇六）。以下、田村氏の見解は本論文による。

（8）諏方社や諏方についての伊藤氏の研究は、著作集にまとめられている。前掲註4伊藤著書以外には、『諏訪神社の研究』（永井出版企画、一九七八）、『諏訪上社『年内神事次第旧記』釈義』（永井出版企画、一九七九）、『戦国時代の諏訪』（永井出版企画、

一九八〇）、『上代及び中世の下筋地方』（永井出版企画、一九八八）、『上代及び中世の山浦地方その他』（甲陽書房、一九八七）がある。

（9）「諏訪大社上社文書」（『山梨県史』資料編6中世3下県外記録九三号、以下、山6－九三のように略記）。

（10）上社のものは、上諏方造宮帳（「諏訪大社上社文書」、山6－九三。以下、清書帳Aとする）、上諏方大宮同前宮造宮帳（「諏訪大社上社文書」、山6－九四。以下、清書帳Bとする）である。下社のものは、下諏方春秋両宮御造宮帳（「大祝諏訪家文書」、山6－九七。以下、春秋清書帳とする）、下諏方春宮造宮帳（「大祝諏訪家文書」、山6－九八。以下、春宮清書帳とする）、下諏方秋宮造宮帳（「大祝諏訪家文書」、山6－九九。以下、秋宮清書帳とする）である。以上の造宮帳を総称する場合は清書帳とする。

（11）上社のものは、上諏方造宮帳（「大祝諏訪家文書」、山6－九五。以下取帳Aとする）、上諏方大宮同前宮造宮帳（「大祝諏訪家文書」、山6九六。以下、取帳Bとする）である。下社のものは、下諏方春宮造宮帳（「大祝諏訪家文書」、山6－一〇〇）。下諏方春宮造宮帳（「大祝諏訪家文書」、山6－一〇一）である。

（12）「大祝諏訪家文書」（『戦国遺文』武田氏編二九一九号。以下、戦武と略記）。以下、長享写とする。

（13）宮地直一『諏訪史』二巻後編（信濃教育会諏訪部会、一九三七）、伊藤冨雄前掲註（4）著書九六・二一五～二二一頁。その他、「解題」（『新編信濃史料叢書』二巻、信濃史料刊行会、一九七二）や「解説」（『山梨県史』資料編6中世3下県外記録、山梨県、二〇〇四）参照。

（14）「諏訪大社上社文書」（山6－九三）。

（15）取帳Aでは、「〇〇之入目」と表現されている。

（16）伊藤前掲註（4）著書一〇九、一八七～一八九・二一九頁参照。井原氏は、取手は「諏訪社側の徴税請負であるとともに造営箇所の修造事業の請負人でもあり、支出事務も請け負った担当者であった。諏訪社の造営事業は、割り当てられた建築の造営箇所ごとに担当者が「取手」として割り振られ、造営銭の徴収システムと支出事務をも請け負って独立採算制によって推進されたものとした。そして、造営事業が建築箇所ごとに、徴税も支払い業務も含めて代納請負制を組み込んでいた」とする。

（17）伊藤前掲註（4）著書一九九頁。

（18）伊藤前掲註（4）著書二〇四～二〇五頁。

（19）伊藤前掲註（4）著書二一九頁。

（20）伊藤前掲註（4）著書一八八頁。

(21)「諏訪大社上社文書」(山6‐九三)。
(22)「大祝諏訪家文書」(山6九六)。
(23)「諏訪大社上社文書」(山6‐九五)。
(24)「大祝職位伝授之書」(「守矢家文書」、『信濃史料』十四巻三〇一頁)。
(25)山6‐三八八・四二三頁参照。
(26)山6‐四〇六頁参照。
(27)山6‐四三六頁参照。
(28)山6‐四〇九頁参照。
(29)他の史料では「大祝代官志賀」(「守矢家文書」戦武九八〇)と確認できる。
(30)伊藤前掲註(4)著書九六頁。
(31)弘治三年と推定される三月九日付「武田晴信書状」(「守矢家文書」、戦武五三二)から、武田氏が諏方社の神事再興の必要性を認識していた事が分かる。
(32)「諏訪大社文書」(山6‐九二(1)〜(11))。通称「信玄十一軸」。以下、「再興令」とする。
(33)岡村については、前掲註6平山論文の補注参照。武田氏の諏方郡支配については、丸島和洋「戦国大名武田氏の領域支配と「郡司」‐信濃国諏方郡支配を事例として‐」(『史学』七五巻二・三号、二〇〇七)を参照。
(34)土橋家所蔵『御頭役請執帳』永禄九年七月二五日条(『神道大系』神社編三十諏訪、神道大系編纂会、一九八二年)。
(35)「大祝諏訪家文書」(山6‐九七)。
(36)「大祝諏訪家文書」(山6‐九九)。
(37)「大祝諏訪家文書」(山6‐九九)。
(38)「諏訪大社上社文書」(山6‐九三)。
(39)「諏訪大社上社文書」(山6‐九三)。
(40)「大祝諏訪家文書」(山6‐九六、四三八頁)。付箋の原位置は不明である。
(41)宮嶋氏が「小諸・手白塚両郷」の取手を務めていることについては、山6‐九四、四〇三頁参照。

（42）　伊藤前掲註（4）著書一一〇頁。
（43）「諏訪教育会所蔵文書」（戦武二九三四）。
（44）「諏訪大社上社文書」（戦武二九四二）。
（45）「矢島家文書」（戦武二九二四）。以下、造宮手形とする。
（46）「大祝諏訪家文書」（山6－九七）。
（47）　清書帳B、春宮清書帳、秋宮清書帳には武田氏奉行人である長坂釣閑斎の朱印「釣閑」が捺されている。清書帳A、春秋清書帳には印文未詳朱印が捺されている。この朱印を捺した人物については不明であるが、武田氏奉行人であった可能性が高い。印影については山6四八六頁参照。
（48）　前掲注（10）参照。